

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則

平成27年3月30日規則第54号

第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）第26条の規定による管理職員特別勤務手当の支給については、別に定めるもののほか、大阪市の例による。

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。